

これまでの取組

- 1 〈歴史〉障害者福祉施設での造形活動**
 - 戦後まもなくから近江学園など県内の多くの福祉施設等で、障害ある人の自由な造形活動が広がりをみせた
 - 1981年から始まった「土と色」展等の開催により、滋賀の障害のある人の生み出す作品が数多く見いだされてきた
- 2 〈転機〉NO-MAの開設**
 - 2004年、障害のある人の作品とプロの作品とを分け隔てなく展示する「ボードレス・アートミュージアム NO-MA」が開設
 - 2008年に「アール・ブリュット／交差する魂」展等、障害のある人の作品を発掘・展示を積極的に行うNO-MAの活動を支援
- 3 海外での展覧会開催**
 - 2010年にフランス・パリで開催された「ART BRUT JAPONAIS」展では、滋賀県からも多くの作家が作品を出展。
 - その後も2017年にフランス・ナントで開催された「日本のアール・ブリュット「KOMOREBI」展」等、多くの作家の作品が海外で高い評価を受ける。
- 4 滋賀県の取組**
 - 造形活動の環境づくりや作品を後世に伝えていくための支援等、早くから福祉行政と文化行政が連携した取組を進める。
 - 障害者アート公募展の開催や、県内の旅館など民間施設等でアール・ブリュット作品を展示する等、発表機会や鑑賞機会の提供
 - 権利保護や著作権保護に関する相談支援、研修等を行うなど、障害者の文化芸術活動への支援
 - 障害者の舞台芸術活動を担う人材の育成に資するワークショップ、研修等の実施
 - 県立近代美術館では、滋賀の美の一つとしてアール・ブリュット作品の調査・収集の実施
 - アール・ブリュットの機運醸成を図るための全国組織として、「アール・ブリュット ネットワーク」を設立・運営
 - 特別支援学校の児童・生徒をびわ湖ホールに招いた、本格的な実演芸術の鑑賞機会の提供

基本理念

障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて自分らしく活躍できる共生社会の実現

基本的な方針

多様な人々が支えあうことにより、障害のある人が障害のない人とともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境づくり

計画の期間

2019年度から2025年度(7年間)

滋賀県の主な上位計画

滋賀県基本構想	【基本理念】 (1) 自分らしい未来を描ける生き方 (2) 未来を支える 多様な社会基盤 【施策の方向性】 誰もが居場所や生きがいをもち、障害を通じて自分らしく活躍できる社会づくりを推進 多様性を認め、互いに支えあう共生社会づくりを推進
滋賀県文化振興基本方針(第2次)	【基本目標】 滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿 【3つの柱】 ①文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信 ②未来の文化の担い手の育成 ③県民の主体的な文化活動の促進
滋賀県障害者プラン	【基本目標】 地域でもともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現 【重点施策】 8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

施策の方向性

「親しむ」
 障害のある人が障害のない人と同じように文化芸術活動に鑑賞し、参加し、創造する機会の充実を図る。

「つなぐ・支える」
 障害のある人が文化芸術活動を通じて、自らの能力を最大限発揮し、障壁なく社会参加できるよう支援するための場・人づくりを図る。

「活かす」
 滋賀県の障害のある人が多く作家として活躍するアール・ブリュットをはじめ、県内で障害のある方が創りだす作品等を効果的に発信し、県民の理解を深めるとともに、滋賀県固有の魅力として本県のブランド力の向上を図る

具体的な取組

- ◆ 滋賀県のオリジナリティーをどう表現するか
→ 滋賀の先駆性をどう表現するか
- ◆ 造形活動と表現活動の比重について
→ 造形活動: これまでの経験等の蓄積に基づいた取組のどのように進めるのか
→ 表現活動: 鑑賞機会の拡大に向けた取組や糸賀記念音楽賞等の取組を糧に創造・参加機会の充実をいかに図っていくのか
- ◆ 県立文化施設やNO-MA、やまなみ工房等とともに、恒常的に活動できる、相談できる、研修等ができるなどの人づくり・場づくりをどのように進めていくとよいのか
→ 創造活動、鑑賞機会の拡大
→ 人材養成に向けた研修機会の充実
→ 中間支援組織としての相談機能強化
→ 情報発信の場づくり

国の計画との整合

- (1) 鑑賞の機会の拡大(法第9条)
- (2) 創造の機会の拡大(法第10条)
- (7) 文化芸術活動を通じた交流の促進(法第15条)
- (8) 相談体制の整備等(法第16条)
- (9) 人材の育成等(法第17条)
- (10) 情報の収集等(法第18条)
- (11) 関係者の連携協力(法第19条)
- (3) 作品等の発表の機会の確保(法第11条)
- (4) 芸術上価値が高い作品等の評価等(法第12条)
- (5) 権利保護の推進(法第13条)
- (6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(法第14条)

推進にあたっての課題

- 文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、とりわけ一概に文化芸術活動の環境が十分とはいえない障害者等に配慮する必要
- 鑑賞サポートの実施割合(あり・予定あり): 15.2%(H29)
- 障害福祉サービス事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足している。
- 障害のある人の造形活動に関する相談件数: 527件(H28)

推進体制

- 民間団体との連携
(文化団体、福祉事業所、企業、大学等)
- 文化施設との連携
- 庁内関係部署